

議案第 31 号

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並び  
に管理職員の給料の特例に関する条例の一部改正について

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並びに管理職員  
の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並び  
に管理職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並びに管理職員  
の給料の特例に関する条例（平成 24 年条例第 52 号）の一部を次のように改  
正する。

附則第 2 項を附則第 4 項とし、附則第 1 項の次に次の 2 項を加える。

（平成 25 年 12 月に支給する市長及び副市長の給料の特例）

- 平成 25 年 12 月に支給する市長及び副市長（こども部を所管する副市長  
に限る。）の給料に関する第 1 条第 1 項の規定の適用については、同項中「平  
成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、市長、副市長及び常  
勤の監査委員」とあるのは「平成 25 年 12 月に限り、市長及び副市長（こ  
ども部を所管する副市長に限る。以下同じ。）」と、「及び副市長にあつては  
その 100 分の 5」とあるのは「にあつてはその 100 分の 5 に 100 分の  
30 を加算した割合に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、  
これを切り捨てた額）を、副市長にあつてはその 100 分の 5 に 100 分の

20を加算した割合」と、「、常勤の監査委員にあつてはその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた」とあるのは「減じた」とする。

- 3 第1条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により平成25年12月に減額して給料が支給される市長及び副市長（こども部を所管する副市長に限る。）に支給する同月の特別職給与条例第3条第2項に規定する地域手当については、前項の規定による読み替え前の同条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「減じた額」とあるのは「減じて得た額に100分の10を乗じた額」と、「給料として」とあるのは「地域手当として」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

私立保育園補助金の支出事務において、職員が基準に適合しない事務処理を行ったことに対し、市の経営責任を担う者の管理監督責任として、市長の平成25年12月分の給料の100分の30を、こども部を所管する副市長の同月分の給料の100分の20を減額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。